

令和 6 年 2 月 日

白岡市長 藤井 栄一郎 様

白岡市介護保険等運営協議会
会長 増田 政史

白岡市高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画について（答申）

令和 5 年 7 月 25 日付け高第 401 号で諮問のありました白岡市高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画について、慎重に検討を重ねた結果を別添の「白岡市高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画」（案）として答申します。

なお、白岡市高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画の推進に当たっては、下記の事項に留意され、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、委員一同、心から願っております。

記

1 地域包括ケアシステムの深化・推進

第 9 期計画期間中に団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となる令和 7 年（2025 年）を迎え、支援を必要とする高齢者が増加する超高齢化社会が到来する。

今後は、さらに、団塊ジュニア世代が 65 歳以上の前期高齢者となる令和 22 年（2040 年）を見据え、関係団体や関係機関との連携と協働により、地域での高齢者の生活を支える地域包括ケアシステムのさらなる推進に一体的に取り組むとともに、属性・世代を問わない包括的・重層的な相談支援体制の構築を図る等の取組を進められたい。

2 地域共生社会の実現に向けた地域づくり

高齢化の進行により、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯も増加していくが、長期化した新型コロナウイルス感染症の影響により社会参加の機会が減少し、地域とのつながりが希薄化している。

心身の健康への深刻な影響が懸念されることから、高齢者の地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域資源を活用した支え合いの促進や生活支援体制の整備を図るなど、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを推進されたい。

3 認知症施策の推進

認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望をもって暮らすことができる社会の実現を図るための基本理念を定め、国や地方自治体の責務を明らかにし、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、令和5年6月に「認知症基本法」が成立した。

認知症に関する正しい認識を持って認知症の人を支える環境を整えるとともに、認知症に関する相談体制の充実を図り、介護する家族への支援体制を整備するなど、認知症施策の総合的な推進に取り組まれない。

4 施設サービス等の基盤整備

要介護状態の重度化により介護する家族の負担が増大し、仕事と介護の両立が困難になって介護者が仕事を辞めざるを得なくなる介護離職が社会問題となっている。

介護離職をなくすためには、施設入所を希望しているが待機している高齢者の解消を目指す必要があると思われる。

在宅での介護が難しい要介護者とその家族を支えるための介護サービス基盤の整備を図られたい。